

令和8年度

ねたきり老人等訪問理美容サービス費助成券について

年度に1回、3,000円の助成券2枚綴りを交付します。

対象

在宅（※）でねたきりの65歳以上の方で、日常生活に他の者の介護を必要としている方。（介護保険要介護3以上の方が目安です。）

※施設入所者等は利用できません。

施設の例： 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム（サービス付き高齢者住宅を含む）、グループホームなど。

利用方法

- ・ 理美容サービス1回あたり3,000円の助成です。
- ・ 利用者1人につき、年度内2回まで利用できます。
- ・ 一部個人負担（交通費含む）が必要な場合がありますので、理容所又は美容所より請求された時は、差額をお支払ください。
- ・ 令和8年度の助成券の有効期限は、令和9年3月31日までです。
- ・ 自宅での利用に限ります
(デイサービスなど、福祉施設での利用は助成の対象外となります)

利用機関

利用できる理容所又は美容所は、市が指定した理美容所になります。別紙の協力店一覧表を参照のうえ、直接お申し込みください。

介護者の方へ

理美容サービスの提供を受けるときは、必ず介護者の方が立ち会ってください。

〒300-8686

土浦市大和町9番1号

土浦市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

電話：826-1111 内線：2479

お問い合わせ